

6 林整計第 12 号  
令和 6 年 4 月 9 日

関東森林管理局 森林整備部長 殿

林野庁森林整備部 計画課長

「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」の  
廃止について

「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」（平成 25  
年 3 月 29 日付け 24 林整計第 316 号林野庁森林整備部計画課長通知）については、建設  
機械の維持修繕費の実態を踏まえ、これを廃止することとしたので通知する。

（担当：計画課施工技術班積算基準係 内線 6 1 4 7）

6 林整計第 12 号  
令和 6 年 4 月 9 日

関東森林管理局 計画保全部長 殿

林野庁森林整備部 計画課長

「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」の  
廃止について

「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」（平成 25  
年 3 月 29 日付け 24 林整計第 316 号林野庁森林整備部計画課長通知）については、建設  
機械の維持修繕費の実態を踏まえ、これを廃止することとしたので通知する。

（担当：計画課施工技術班積算基準係 内線 6 1 4 7）